

令和6年度 就業支援基礎研修 ご案内

熊本障害者職業センターでは、福祉、教育、医療等の機関において障害者の就業支援を担当している（職業リハビリテーションに関する基礎的な知識を必要としている）方を対象として、障害者の就業支援に必要な基本的知識・技術等を修得していただくための「就業支援基礎研修」を開催いたします。皆様のご参加を心よりお待ちしております。

なお、「就業支援基礎研修」は令和7年度より「雇用と福祉の分野横断的な基礎知識・スキルを付与する研修（基礎的研修）」に移行するため、令和6年度で終了します。

日程

日程・時間：①令和6年7月 2日(火) 9:30～15:25
②令和6年7月 9日(火) 9:30～16:35
③令和6年7月16日(火) 10:00～15:55

場所：熊本県市町村自治会館本館 別館
住所 別館：熊本市東区健軍1丁目5-3
Tel:096-368-0011

※駐車場が限られますので、公共交通機関でお越しください。

講義科目

※ 講義科目は、別紙カリキュラムを参照ください。

申込方法

○申込方法：別添の受講申込書に必要事項を記入の上、**メール又は郵送**にて送付してください（※メールは、件名を【就業支援基礎研修の申込】としてください）。なお、申込書は下記ホームページからもダウンロードしていただけます。

<https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/kumamoto/>

○申込みの締切：令和6年5月24日(金)

○定員：36名

（受講にあたっては、就労支援関係研修修了加算の対象となる方を優先させていただきます。）

○受講決定の通知：令和6年6月7日(金)までに受講決定通知書を郵送により送付いたします。届かない場合はお問い合わせください。

○本研修の受講にあたって、障害等により配慮が必要な場合は、備考欄に配慮事項を記入してください。

問合せ

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 熊本支部熊本障害者職業センター

〒862-0971 熊本市中央区大江6-1-38 熊本公共職業安定所4階

TEL：096-371-8333 メール：kmlc.4144@jeed.go.jp

ケ-ILILシ-

担当：清家・小出

※「研修修了証明書」の請求及び発行方法については、裏面をご覧ください。

◎就業支援基礎研修は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第523号。以下「基準」という。)の就労支援関係研修修了加算における「別に厚生労働大臣が定める研修」として定められた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修」(平成21年厚生労働省告示第178号)第1号の「障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第19条第1項第3号に掲げる地域障害者職業センターにおいて基準第175号第1項第2号の規定により置くべき就労支援員が就労支援を行うに当たって必要な基礎的知識及び技能を習得させるものとして行う研修」として実施します。

【研修修了証明書について】

就労移行支援事業者が上記の就労支援関係研修修了加算に係る届出を都道府県に行う場合には、所定の研修を修了したことを証明できる書類が必要になることから、当センターでは就労移行支援事業者等の法人代表者からの請求により「研修修了証明書」を発行することとしています。

「修了証明書」をご希望の場合は、研修修了後、修了証明書請求書(様式第4号)により請求してください。

なお、研修出席時間が規定に満たない場合には、「修了証明書」の発行はできません。

お申込みから受講までの流れ

研修申込み

メール又は郵送にて様式第1号「就業支援基礎研修受講申込書」を送付してください。(※①)

受講決定

郵送等にて受講決定通知書を送付いたします。

研修受講

修了加算の届出にかかる「修了証明書」をご希望の場合

修了証明書請求書提出

研修修了後、「修了証明書請求書(様式第4号)」により請求してください。

修了証明書発行

全ての科目を受講

郵送にて、送付いたします。

<留意事項>

- ①「就業支援基礎研修受講申込書」(様式第1号)と併せて「研修修了証明書の発行の請求について」(様式第4号)を提出することはできません。様式第4号は、研修修了後にご提出ください。
- ②「研修修了証明書の発行の請求について」(様式第4号)の日付は、7月16日以降となります。